

参 考 资 料

在ウルグアイ日本人会会則

第一章 法規的設立とその主旨目的

- 第1条 在ウルグアイ日本人会をモンテビデオに設立し、総ての合法的事業遂行のため、その本部をモンテビデオ市に定置する。但し、総会の評議決定に基づき適時適所にその支部を設置することができる。
- 第2条 本会は在ウルグアイ日系人相互の親睦及び福利の増進並びに日本ウルグアイ両国相互の親善を図ることを目的とする。

第二章 会 員

- 第3条 本会の会員はウルグアイに在住する日本人並びにその配偶者及びその子孫、即ち、その保有する国籍の如何を問わず、いわゆる日系人にして上記第2条の主旨に賛同し、本会会員たることを希望する者とする。
- 第4条 会員は次に述べる資格に基づき、正会員、準会員、及び名誉会員の3種とする。
- 1) 正会員は、上記第3条に規定する日系人にして、規定の会費を納入する18才以上の男女とする。
 - 2) 準会員は、上記第3条に規定する日系人にして、正会員の配偶者及び正会員と同居する親族のうち配偶者を持たない者とし、会費の納入は義務付けられないものとする。
 - 3) 名誉会員は、本会の目的の実施又は発展に寄与した者、或いは寄与するで有ろう者にして総会の推薦を受けた者とする。但し、上記第3条は適用せず、会費の納入は義務付けられないものとする。
- 第5条 会員は本会則及び総会並びに役員会の決定事項を遵守する義務を有する。
- 第6条 正会員は総会に於いて、役員の選挙権及び被選挙権並びに発言権を有する。
- 第7条 正会員は正会員の3分の1（1/3）以上の署名による同意を得た後、役員会の承認の下に、本会会計及び会務に関し必要と認められる調査を行うことができる。
- 第8条 正会員は本会の発展及び利益に寄与し得る諸種の建議案を書面又は口頭をもって役員会に提出することができる。
- 第9条 準会員及び名誉会員は前記第6条、第7条並びに第8条に記載する正会員の総ての権利を除き、正会員と同等の権利を享受し得る。
- 第10条 入会希望者の入会諾否は、役員会に於いて決定され、会員たる必要条項は
- 1) 入会票に次の条項を記入して秘書部に提出申請する。：姓名、現住所、準会員の

姓名：申請者は連続3年以上の2名の正会員の紹介を必要とするも、本会開設以来3年を経っていない時は紹介する正会員の連続年数はこの限りではない。

2) 入会許可後直ちに1ヶ月分の会費を前納すること。

3) 会員は、上記入会票記入事項に変更のあったときは、秘書部に通知すること。

第11条 退会を希望する者は、役員会に対して書面を以って通知すること。

第12条 正会員が退会した場合、それに付帯する準会員も自動的に退会者と認める。

第13条 正当の理由なくして1ケ年以上引続き会費を滞納した会員は、退会者と認める。

第14条 会員にして本会の名誉をき損又はその事業遂行を妨害した者は、総会の評定に基づき忠告又は除名されるものとする。除名された会員は直接本人に通知されるもの故、その当日より10日の期間内に総会に対して控訴する権利を認知する。

第15条 前記第13条及び第14条の規定に基づき退会した会員の再入会は、総会の決議による許可を必要とする。

第三章 総 会

第16条 定期総会は会長又は役員会により年1回召集されるものとする。総会は毎年7月10日迄に行われ、次の条項を審議決定する。

- 1) 新役員の選出
- 2) 会則の再検討
- 3) 会計報告の承認
- 4) 会務報告の承認
- 5) その他総会に於いて審議を要する事項

第17条 臨時総会は、役員会の決議又はそれに出席し得る全会員の最低20%の者の署名のある申請により召集される。臨時総会は会員の申告書提出後10日以内に召集され提出後30日以内に実行されなければならない。

第18条 上記定期総会及び臨時総会は、正会員の過半数の出席を得て成立する。但し、定刻になっても定員数の出席者がいない場合は、30分後に第2召集を行い出席者のみにて開催する。

第19条 総会投票は公開投票により、本定款の要求する特別多数を要求する事項以外は、出席者の単なる過半数により決定されるものとする。

第20条 総会議長は、出席正会員の互選により選出される。

第21条 会長は正会員に対し、書面を以って総会の召集を通知する義務を有する。

第22条 総会に於いて委任状を提出した者は、出席者とみなす。この場合、各被委任者は1名に限り委任を引受けることができる。

第四章 役員及び選挙

- 第23条 本会は会長1名、副会長1名、会計1名、副会計1名、幹事1名、副幹事1名及び理事3名をおくものとする。
- 第24条 会長の権限は、1) 本会を代表し、2) 幹事又は副会長と共に総ての会務書類に署名し、公認証書の許可及び署名をなし、会の経済事項と推定される書類には、会計と共に署名する。3) 総会及び役員会の召集、4) 会務を指導管理するものとする。
- 第25条 副会長は、会長に事故ある場合に会長を代行する。
- 第26条 会計の職権は、1) 役員会の命ずる総ての金銭出納を管理する。2) 帳簿を整理し、会計報告書を作成する。3) 会費を徴収する。
- 第27条 副会計は会計を補佐し、会計に事故ある場合に会計を代行する。
- 第28条 幹事の職権は、1) 総会及び役員会の議事録の処理、2) 会長を補佐し、会の総務の指導処理、3) 会の各種事業記録を作成する。
- 第29条 副幹事は幹事を補佐し、幹事に事故のある場合に幹事を代行する。
- 第30条 監査員は3名とし、会の会計及び帳簿の検査及び管理の職務を有する。故に、会計の義務として決算書の披瀝を求め、照合の上はこれを署名して毎年総会に提出するものとする。監査員は、役員会に出席して発言し得るも投票権は無い。監査員は、第32条及び第34条の条項に基づき役員選出と同方式にて、役員選出と同時に選出されるものとする。
- 第31条 理事の職権は、1) 役員会を構成し皆無に参与する。2) 総会又は役員会の決定する本会事業の実務を担当する。
- 第32条 役員及び監査員の選出は、毎年前半期に比例式代表権法によって、秘密投票により総会において行われる。
- 第33条 選挙管理委員には、幹事及び副幹事が任命される。
- 第34条 役員任期は1ヶ年とする。但し、再選することができる。
- 第35条 役員に欠員が生じた時は、前選挙時の次点者を以って繰上げ補充するものとする。但し、その任期は前任者の残余期間とする。

第五章 役員会

- 第36条 役員会は過半数の役員要請により、会長がこれを召集する。
- 第37条 役員会は会長又は副会長を含め、役員3分の2以上の出席を以って成立する。
- 第38条 役員会の決議は、特別多数決を要する事項以外は、単なる過半数により採用される。
- 第39条 役員会の権限は、1) 会長に対して臨時総会の召集を要請し得る。2) 会の各種事

業及び論題を立案し実施する。3) 事業及び事務を担当する理事を指名する。4) 会計に全支出を指令し、その帳簿処理を命ずる。5) 会務遂行のため本会内則を制定する。6) 各種事業及び事務案を総会に提出して、その承認を要請する。7) 前会務を指導実施する。8) 会の不動産を獲得、売却及び担保抵当にし得るも、これは総会において3分の2(2/3)以上の特別多数の承諾を以って行われる。：である。

第六章 経 理

第40条 本会の必要経費は、会費及び雑収入を以って賄われる。

第41条 会費の額は、毎年定期総会において決定される。

第42条 正会員は毎月遅滞無く会費を会計に納入する義務を有する。

第43条 本会は、第39条第8項をき損せずして、総会の決議により、動産、不動産の獲得、売却を行い得る。

第44条 会計事務は、役員会の制定する細則に従い処理される。

第45条 本会の会計年度は、7月1日より翌年6月30日までとする。

第七章 附 則

第46条 本会は、政治又は宗教に関与せず。

第47条 本会則は、総会出席者の4分の3(3/4)以上の賛成を以って改正することが出来る。

第48条 本会の解散を決定する臨時総会は、全正会員の5分の4(4/5)以上の出席を必要とするも、出席定員数に不足する時は、その目的により開会された総会は、投票による単なる過半数の投票数により、決議を宣言することを得て、会の解散は行われるものとする。本会が解散した場合は、その財産は国立盲人指導局に引き渡されるものとする。

在ウルグァイ日本人会付属日本語学校

1988年度 学校要覧

教育目標

視聴覚教育も取り入れ語いを増やす。

会話に力を入れ、日本語が聞き取れ、はっきりお話出来るようにする。

表現豊かな文章が書ける。学校だより（文集）及び、日記の継続。

習った漢字を正しく使う。

教 師 （合計2名）

山田美枝（二世）（担任一補習科、6年生、5年生）（就任年月日－1982年1月）

伊藤朱実（二世）（担任一補習科、4年生、2年生）（就任年月日－1987年1月）

助 手 （1名）

阿部優子（四世）（就任年月日－1988年1月）

本科生 （合計34名）

2年生 13名（男5名、女8名）（混血児7名、二世3名、三世2名、四世1名）

4年生 9名（男5名、女4名）（混血児2名、一世1名、三世6名）

5年生 5名（男1名、女4名）（混血児2名、三世1名、四世2名）

6年生 7名（男3名、女4名）（二世4名、四世3名）

補習科 （合計15名）

初級 8名（男3名、女5名）（二世2名、三世3名、四世3名）

中級 7名（男3名、女4名）（二世4名、四世2名、外人1名）

授業形式

本 科 （1988年度年間指導日数予定 80日）

週二日－土曜日午後2時より午後5時まで、（各学年1時間30分の授業）

日曜日午前9時より正午まで、（毎月、最終日曜日は休日とする）

補習科 （1988年度年間指導日数予定 38日） （週一日－土曜日の午後）

使用教科書及び副読本

本 科 各学年光村図書国語読本を1冊ずつ使用し、「にっぽんごかいわ」及び、「一・二・三・にほんごではなしましょう。」（ブラジル）等を使用。

（絵カード・カセット付き紙芝居・お話のカセット、V・T・R・も使用。）

補習科 初級（光村図書4年上） 中級（国際学友会日本語学校、日本語Ⅱ）

主な年間学校行事

1月23日 入学式・始業式

5月 子供の日

2月21日 ピクニック並びに運動会 7月 七夕祭り・お話発表会

3月 ひな祭り 12月18日 修・卒業式及び学習発表会

在ウルグアイ日本人会付属日本語学校

1. クラス編成 (昨年より隔年募集にふみきったので、現在のところ4クラス)

クラス名	人数	年齢	主 な 教 材
1 年 生 (初級前期)	なし		
2 年 生 (初級後期)	12	8 ~10	一年 上 (光村図書) 一・二・三・にほんごではなしましょう (一年生の国語 小学館) (ひらがな及びカタカナのフラッシュカード)
3 年 生 (中級 1)	なし		
4 年 生 (中級 2)	8	10 ~16	二年 下 (光村図書) にっぽんごかいわ Ⅲ 3 (ことばのきまり 二年生 さ・え・ら書房) (動詞及び漢字カード)
5 年 生 (中級 3)	5	10 ~12	三年 上 (光村図書) (ことばのきまり 三年生 さ・え・ら書房) (漢字カード)
6 年 生 (中級 4)	7	12 ~14	三年 下 (光村図書) (国語標準問題集二年生 受験研究社) (漢字カード)
補 習 科 (中級 5)	8	14 ~16	四年 上 (光村図書) (ことばのきまり 四年生 さ・え・ら書房)
補 習 科 (中級 6)	5	19 ~23	日本語 Ⅱ 国際学友会日本語学校 (小学校四年国語ハイクラステスト 受験研究社) (小学ことわざ辞典 旺文社)

クラス編成の基準としている点、及び進級のめやす。

入学資格は、ウルグアイの義務教育1年生修了の児童で、7歳以上とする。

クラス編成は、今まで6年生で、一応三年生の本を終え、本校を卒業とされているが、二年生程度にまで下げ、会話に重点を置くようにもっていきたい。

補習科は、卒業生の中で、特に日本語の勉強を続けたいものを対象としている。

父母の希望により、全員進級させることになっており、進級のめやすを決めても実行出来ず、遅れている児童がそのまま進級していくことによって、いろいろな問題が生じてくる。

2. 各クラスの現状（日本語のレベル）と年度末の到達目標

クラス名	現 状	到 達 目 標
2 年 生 (初級後期)	文字学習及び文型練習はよいが、会話は挨拶程度で、まだ十分に出来ない。	文字—平仮名が一字一字筆順に従って正しく書けるようにする。 文字の大きさに注意する。 形の似ている文字を間違わぬようにする。 片仮名の読み書きが大体出来るようにする。 文型—基本文型を理解し、覚えた言葉を使いながら、簡単な文が作れるようにする。 会話—日常会話の文型になれ、簡単な挨拶やお話が出来るようにする。 読解—平仮名で書かれた短い文を読んで、理解出来るようにする。
4 年 生 (中級 2)	文字学習・簡単な会話・文型はよく出来るが、文を綴ることや会話などは、まだ十分に出来ない児童がいる。	文字—筆順に従って正しく丁寧に書かせる。 漢字の成り立ちについて関心をもつこと。 文型—主語と述語との関係及び、修飾語と被修飾語との関係をはっきりさせ、文を書く。 助詞の使い方に注意する。 会話—日常会話が十分に出来ること。 発音に注意して、順序よく話す。 読解—段落を考え、場面の移り変わりなどを考えながら、文章を読み取る。
5 年 生 (中級 3)	漢字に興味を示す。日記を続けて書いている児童もいるし、簡単な作文も進んで書こうとする。一名特に遅れている児童がいるので、個別の指導が必要となる。	文字—文字の大きさや配列に注意して、読みやすく書かせる。 簡単な漢字の構成について興味を示し、その特質をつかむこと。 形容詞や動詞の変化にも気づき、仮名遣いや送り仮名に注意する。 文型—主語と述語の関係及び、修飾語と被修飾語の関係をはっきりさせる。 指示語、接続語の役割を理解する。 かぎ（「」）、句読点の役割を理解させ、文の必要な箇所を用いて文章を書かせる。 会話—日常の挨拶が自然に出来る。 筋道をはっきりさせ、話の要点も考えて話す。 読解—文章の内容を正確に読みとり、簡単な感想や意見をもつ。 いろいろな読み物を進んで読もうとする態度を身につけさせる。

クラス名	現 状	到 達 目 標
6 年 生 (中級 4)	日常会話は一応出来る。 簡単なお話もする。 作文に擬声語・擬態語が入るようになってきた。 漢字の覚えられぬ児童がいる。	文字—漢字に興味を持ち正確な筆順で丁寧に書く。 読み書き出来る漢字を増やす。 送り仮名に注意して書く。 外来語等、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で適切に使わせる。 文型—文と文の接続の關係に注意し、整理しながら正しく表現しようとする態度を育てる。 原稿用紙に正確に書く。 会話—話の内容が正確に聞き手に伝わるように話す。 なまりや癖のない正しい発音で話させる。 読解—話の内容を正確に理解する。 いろいろな読み物を進んで読もうとする態度を身につけさせる。 語句の意味を文脈にそって理解する。又、理解するために、辞書を利用して調べる。
補 習 科 (中級 5)	日常会話が出来る、簡単な話も出来る。 日本語を積極的に覚えようとする態度が見える。	文字—文字の形、大きさ、配列などを考えて、文字を正しく整えて書くようにさせる。 読み書き出来る漢字を増やす。 文型—段落のはっきりした文章を書き、段落と段落の關係が理解しやすい文章を書く。 句読点の打ち方、改行の仕方等を適切にして文章を書く。 会話—自分の考えを明確に表現しようとする態度を育てる。 読解—語句の意味を文脈にそって正しく理解する。 人物の気持ちや場面の情景が描かれている箇所について味わって読む。
補 習 科 (中級 6)	補習科に4・5年来ているグループなので話の内容を正確に理解したり、表現したりする。 辞書を利用する習慣がついている。	文字—送り仮名及び漢字の役割等について理解を深め、知っている漢字を文の中で適切に使うようにさせる。 文型—文や文章の構成について理解を深めること。 日常よく使われる敬語の使い方に慣れ、文章の目的に応じて敬体と常体を使い分けること。 会話—正しい発音で話し、必要な場合には共通語で話させる。敬語に慣れる。 読解—正確に話を聞いたり、文章の種類、形態等の拡がりをもった適切な読み物を読んだりする習慣をつける。 描写や叙述の優れている箇所を読み味わう。

目標に到達させるために、現在感じている問題点

今後の新入生は三世・四世・混血児となるので、到達目標も少しずつ変えていかねばならぬと思う。

今まで反対されて実行出来ずにいるが、進級のめやすを決め、それに到達せぬ児童は留年させて、日本語の基礎をしっかりと身につけさせるよう、父母の理解と協力を得たい。そうでないと、クラス全体の到達目標を下げざるを得なくなる。

3. これからの日本語学習について（どのような学習段階に分けるのがよいか。）

現在、一年生から六年生までと、六年生修了後も日本語を続けて習いたい学生を対象とした補習科（1984年度より）の初級・中級とに分けているが、「日本語学校日本語指導要綱」の初級前期から中級6までの学習段階と内容が大体同じなので、この指導要綱にもとづき、このまま続けたいと思う。

但し、一年生から六年生までのクラス名を、花の名前に変えようかと考えている。その方が、留年する場合の抵抗が少ないのではないかと思う。

若い教師の時代になりつつあるので、従来の父母の考えにも変化がみられ、新しい指導法を導入することが、自然な状態で推移していこうと思っている。

1988年10月25日

山 田 美 枝

花卉園芸生産農業協同組合定款

第1章 名称、存続期間、所在地および目的

第1条 本花卉園芸生産協同組合は、COOPERATIVA DE FLORICULTORES AGRA-
RIA DE RESPONSABILIDAD LIMITADA（花卉園芸生産農業協同組合）と称し、
COFLORALと略称することができるものとする。本協同組合は、1984年10月17日
付法律第15645号、1985年10月16日付同法施行規則第556号および本定款、な
らびにその他の現行法規、または関係法規に準拠して運営するものとする。

第2条 本協同組合の存続期間は、組合員数と同様、これに制限を設けない。本協同組合の
所在地は、モンテビデオ市とし、同地に管理、経営および販売事業部門を設置する。総会
の決議に基づき、国内に支部または代理店を設置することができる。

第3条 本協同組合は、以下の事項をその目的とする。

- a) 利用可能なあらゆる手段を通じ、国内における花卉園芸生産および関連産業、ならび
に販売の促進、擁護を図ること。なお、国内または国外に傍系の支部を設置すること
ができるものとする。
- b) 花卉の生産に必要な組合自体、または組合員の使用に供する特定の球根、種子、挿木、
植物、根茎およびその他の種子、ならびに一般的な機械と用具、設備と製品の共同購入
を行うこと。
- c) もっぱら共同または組合員個人の製品の生産、輸出入、加工及び販売に関する業務の実施。
本協同組合は、その目的を達成するため、不動産を購入または賃借し、展示、コンク
ール、大会、宣伝、教育および図書館の開設を実施する。もっぱら組合員による使用のため消費
財（食料品、衣類等）を販売し、経営役員会が多数決で決定し、かつ生産を改善し、また、
増強するための投資として適当と認める場合、組合員に融資を行い、資本金または組合の
資産の担保能力の範囲内で、国立および民間金融機関、ならびに国内商工企業から、前記
と同様の用途に当てるため、資金を借り入れることにつき便宜を供与する。土地を購入し、
分割して組合員に売却し、穀倉、冷蔵倉庫、貯蔵庫および目的達成に必要なすべての要素を
建設、あるいは購入し、製品の輸送、運搬および移動のための運搬用器機を購入し、協同組
合のよりよい発展のために必要な活動を展開する。

第2章

第4条 本協同組合の資本金は限度を設けず、記名部分と共有部分より成るものとし、出資
単位価格は、国内最低賃金の10%相当額とする。

第5条 本協同組合の資産は、a) 法定準備資金および総会が定める特別積立金、b) 組合
員出資金、c) 寄付金および遺贈により構成される。

第6条 組合員は、本定款第10条c項に規定する義務的出資金のほか、その他の資金の出

資を申し込み、払い込むことができる。申し込みおよび払込みは、本定款および同施行規則に基づき、これを行うものとする。

第7条 本協同組合は、現行関係法規に基づき、債券を発行することができる。

第8条 組合員が死亡し、脱退し若しくは除名処分を受けた場合、相続人または当該組合員は、事業年度終了後、出資金の清算残高の返還を請求することができる。

組合員は、組合加入2年を経過したのち、各事業年度終了時点より30日以前に予告を行い、組合を脱退することができる。

出資金の返済請求は、請求の提示の順に受理登録され、総会による承認の日から起算して2年後に、請求書類に表示された残高が返済される。返済は、実際に出資された金額につき、これを行うものとする。

第9条 出資金は、運営理事会が発行し、運営理事会議長および会計担当委員が署名した証書により表示されるものとする。

第3章 組合員

第10条 組合員数については、限度を設けず、下記の条件を満すことにより、随時本協同組合に加入することができる。

- a) 運営理事会に対し、書面を以って加入申請を行うこと。ただし、加入には組合員2名による連帯保証を必要とする。
- b) 18才以上であることを証明すること。
- c) 加入申請の日現在の国内最低賃金の10%に相当する組合員出資金単価の払込みを予約すること。
- d) 加入が認められた時、自己の出資金の10%相当額を払い込むこと。残余は、均等割り月賦にて払い込むものとする。

組合員の資格は、運営理事会が加入を承認し、出資金が払い込まれたときに付与されるものとする。

第11条 組合員は、以下の権利を有する。

- a) 定款および同施行規則に基づき、本協同組合が供与するすべてのサービスを利用し、利益を受けること。
- b) 組合員として1年以上経過したのち、組合委員の選挙権および被選挙権を有すること。
- c) 総会において発言しおよび投票すること。
- d) 運営理事会に対し、協同組合の利益となると考える事項につき、書面をもって提案を行うこと。
- e) 組合員総員の10%とともに、共同して臨時総会の開催を要求すること。右要求は、明確かつ具体的な議事日程と共に、書面をもって運営理事会、監査委員会または法務部

へ提出すべきものとする。

- f) 通常総会開催の30日以前に、書面をもって、組合の業務に関する情報ならびに役員選挙のための組合員一覧表の提示を求めること。
- g) 総会に出席、もしくは代理人を出席せしめ、投票を行うこと。この権利は、組合員として1年の期間が経過したのち、これを行使することができる。

第12条 組合員は、以下の義務を負う。

- a) 定款および同施行規則、ならびに総会および運営理事会の決定を忠実に履行すること。
- b) 総会が決定する割合に従って、自己の産品の出荷を行うこと。
- c) 総会およびすべての会合に出席すること。
- d) 組合に対する債務を履行すること。
- e) 他の組合員を尊重し、組合の財産を入念に管理し、組合の財産およびサービスを不当に利用しないこと。

第13条 協同組合および協同組合の債権者に対する各組合員の責任は、各組合員の出資金額をもって限度とする。

第14条 組合員は、以下の場合、その資格を失う。

- a) 組合加入後2年経過したのち、(脱退)予告が行われたとき(法律第15645号第12条)。
- b) 死亡し、無能力宣告を受け、もしくは免職となったとき。
- c) 組合員としての条件の一部、または全部を欠くにいたったとき。
- d) 総会により除名の決議がなされたとき。定款、同施行規則ないしは現行法規への違反は除名の原因となる。

第15条 運営理事会は、組合員の違反の程度および前歴を考慮して、違反を犯した組合員に対し、警告を発し、または、その資格を中断することができる。資格の中断は、中断の期間および中断される権利につき言及がなされるものとする。

第16条 制裁が加えられる場合、制裁は書面をもって当該組合員に通告がなされるものとする。通告を受けた組合員は、10日以内に運営理事会に対し取消しの訴えを行い、総会に対して一括して、なおかつ補足的に不服を申し立てることができる。取消しの訴え、もしくは不服申し立てが受理されたとき、運営理事会は10日以内に決定を行う。10日以内に決定が行われない時、制裁は無効となる。運営理事会は決定を行った場合、その後開催される最初の総会に同案件を提出し、最終決定を求めるものとする。運営理事会が決定を行ったのち、90日以内に総会が開催される予定がない場合、同案件につき最終決定を行うため、総会を招集するものとする。

第17条 制裁は、通告ののち実施に移される。当該組合員は、通告により過失の内容を知り、自己の弁護を行う機会を得る。

第4章 組織

第18条 本協同組合の組織は次のとおりとする。

- a) 通常および臨時総会
- b) 運営理事会
- c) 監査委員会
- d) 選挙委員会

第19条 総会は、本協同組合の最高の機関であり、資格を有する組合員により構成される。総会は、法律、定款および内規に基づき設置され、その決議は出欠席を問わず、すべての組合員に対して、法的効果を及ぼす。

第20条 通常総会は、事業年度終了後180日以内に、運営理事会による招集に基づき、下記の事項につき検討し、決議を行うため開催される。

決算、収益、事業報告、監査委員会報告、年次報告、剰余金配分計画もしくは損金の処理、各組織の構成員の選出、その他の議題。

第21条 臨時総会は、次のとおり、随時招集される。

- a) 運営理事会議長、または同理事会委員2名により
- b) 監査委員会により
- c) 総組合員の10%の要請により
- d) 法務部により

臨時総会は、招集に当って提示される議題のみを検討する。

第22条 総会は、各組合員に郵送される通知により招集される。ただし、運営理事会が適当と認める手段によって伝達することを妨げない。通知は、通常、または臨時総会開催予定日の10日ないし20日以前に発出される。

第23条 総会においては、出席者数が組合員総数の半数を超えれば第一招集で開会され、出席者数が運営理事会および監査委員会の正構成員の数の2倍に達する時は、第二招集で開会するものとする。本定款および本定款施行規則により明示的に規定される場合を除き、決議は出席組合員数の単純過半数の賛成により採択されるものとする。

第24条 総会招集状には、総会の期日、場所、開会時刻、具体的に明示された議題、第一招集か第二招集かの区別、第二招集の場合は第一招集との間に2時間の間隔を設けること等が記載されなければならない。総会招集は、農業牧畜水産省法務部へも伝達されるものとする。

第25条 招集要請が組合員総数の10%により行われるときは、1985年10月16日付法律第556号第28条の規定が適用されるものとする。

第26条 組合員は、自ら参集するか、もしくは代理人を出席せしめるものとする。代理人は、当該組合員が署名した委任状を携行すべきものとし、同時に2人以上を代理することがで

きない。運営理事会および監査委員会の構成員は、正副をとわず、代理人となることができない。

出席者は、総会出席簿に署名するものとし、定款施行規則に規定する署名許容時間経過後は、監査委員会がこれを管理する。

第27条 各組合員は、一票の投票権を有する。ただし、組合員は個人に関する事、または、職務上の行為に関する決議、即ち、総会が当該組合員の制裁問題を取り扱う場合、あるいは、組合の機関の構成員たる組合員について当該構成員の職務上の行為につき検討する場合は、投票権を行使することができない。

第28条 総会の討議の結果については議事録を作成し、運営理事会議長、書記ならびに総会が指名する出席組合員2名がこれに署名するものとする。

不動産の売却、抵当引き当て、および定款の改正については、これらの目的のため特別に招集される総会において絶対多数の賛成により可決承認されなければならない。

第29条 出席組合員の数が1,500以上となった場合、総会決議により、総会を代議員会議に替えることができる。代議員は、総会の第一回会合において、組合員10名につき、または9名未満6名以上の端数グループにつき、正副代議員各1名を選出するものとする。代議員の選出方法、権限および職分については、規則によりこれを定める。

(運営理事会)

第30条 運営理事会は、正副各7名の委員を以って構成する。委員の任期は2年とし、毎年3名ないし4名を改選するものとし、2期連続選任を妨げない。同理事会の委員となるためには、18才以上であること、被雇用者でないこと、および組合加入後1年以上経過していることが必要である。総会は、これらの職務を有償とし、これらの委員に本協同組合の目的達成に特に有能な非組合員1名を選任することができるものとする。

第31条 運営理事会は、委員改選後最初に開く会合において、議長、副議長、書記および会計担当委員を選任する。これらの職務は、合意に基づき随時変更することができる。

第32条 運営理事会は、最低限30日に一回会合するとともに、議長、または同理事会委員2名により要請がある場合、理事会は会合を開催する。会合の開催通知は書面をもってこれを行うものとする。

正当な理由なく連続4回に渡り通常の会合に欠席したとき、委員はその資格を失う。会合は、最少限委員4名が出席して開催され、決議は構成委員の多数決により可決される。委員4名のみ出席により開催される場合、全会一致で可決されなければならない。

会合は、議長がこれを司会するものとし、議長が不在の場合は、副議長がこれを行う。副議長も不在の場合は、臨時に議長を指名するものとする。

第33条 委員が死亡、休職、辞任、もしくは休暇を取った場合、当該委員の副委員に対し出席が求められるものとする。

各会合ごとに、議事が行われたか否かを問わず、議事録を作成し、出席者はこれに署名するものとする。

第34条 運営理事会は、下記の権能を有する。

- a) 定款、内規および総会決議を履行し、組合員にこれらを履行せしめること。
- b) 組合員の加入、拒否または資格の中断につき決定し、職員の採用、解雇、およびその報酬を定めること。
- c) 組合員および職員に対する制裁を定めること。
- d) 各事業年度の収支決算報告を行い、(次年度の)投資計画を提示すること。
- e) 総会に提出するため、規則案を作成すること。
- f) 委員会、小委員会および代表を指名し、その統廃合を行うこと。
- g) 費用の支出、契約の締結、投資および資金の配分、組合の目的達成および利益の擁護のため必要なすべての民事上、取引上、結営上および司法上の行為、または契約を実施すること。
- h) 権限の付与、取消し、当座勘定口座の開設、維持および閉鎖、あらゆる民事上、取引上および結営上の業務活動を行うこと。
- i) 定款を解釈し、不測の事例の解決に当ること。

第35条 運営理事会の統一が不可能となった場合、または部分的不統一により職務の遂行が不可能となった場合、監査委員会が運営理事会の職務を代行し、90日以内に同理事会委員の選挙を公示する。

第36条 資金の支出入は、すべて運営理事会議長および会計担当委員の署名を得ることを義務付けられる。

本協同組合の代表権は、同理事会議長および書記がこれを有する。

第37条 運営理事会議長は、以下の権限を有する。

- a) 総会および理事会の会合を主宰すること。
- b) 理事会書記とともに、組合の代表権を行使すること。
- c) 会計担当委員とともに、資金の支出入を承認すること。
- d) 緊急時に、組合の利益を保護するため、必要な措置を構ずること。ただし、右措置については、可及的速やかに同理事会の会合において検討を加えるものとする。

第38条 副議長は、議長不在の場合、議長の職務を代行する。

第39条 書記は、前述の議長との共同行為のほか、総会および運営理事会の議事録を管理し、総会および同理事会に対し、取扱うべき事項につき報告を行い、書類および組合の記録を保管し、組合員原簿を作成し、修正を加え、年次事業報告書を作成する。

第40条 会計担当委員は、前述の議長との共同行為のほか、資金の預け入れ、配分および投資が運営理事会および、または総会の決議に従って適正に実施されるよう監視し、現金残

高調査を行い結果につき理事会議長とともに署名し、現金出納を担当し、資金および有価証券の保管を確認し、資金の支出を行い、支出を承認し、かつ資金の支出担当者を任命し、金融機関への預け入れを監督する。

(監査委員会)

第41条 監査委員会は、組合の検査および査察を担当する。同委員会は、正副各3名の委員により構成する。任期は2年とし、再選を妨げない。2名以上の正委員の出席の下に会合を開き、出席者の単純多数決により決議を行う。

同委員会の委員となるための要件は、運営理事会委員となるための要件と同じとする。

総会は、監査委員会委員に対する報酬につき決議することができる。

第42条 監査委員会委員は、次の職権を有する。

- a) 定款および規則に基づき、総会を招集すること。
- b) 協同組合の帳簿および書類を検査すること。
- c) 金庫の内容検査を行い、現金および有価証券の残高を調査し、資金および預金の移動を監査すること。
- d) 決算および年次事業報告につき意見を述べること。
- e) 総会の議事日程案に採り上げることが適当と考えられる事項を挿入すること。

第43条 本協同組合の種々の機関における職務の遂行は、組合の従業員に関する事務の遂行とは互に相容れないものである。

常会ではない会合への呼び出しは、規則に定める期限および条件の下に、個々人に対する通告により行うものとする。

正委員の職務を代行する副委員の任期は、当該正委員の任期の残余の期間とする。

第5章 選挙

第44条 選挙委員会は、3名の正委員および同数の副委員により構成される。任期は2年とし、再選が認められる。2名以上の委員の出席により会合を開催するものとし、単純多数決により決議を行う。

第45条 選挙委員会は下記の権限を有する。

- a) 組合により行われるすべての選挙を監視すること。
- b) 立候補者名簿の登録、審査、認定および承認を行うこと。
- c) 選挙人原簿の管理、選挙資格の付与および原簿の公示を行うこと。
- d) 開票し、当選者の発表を行い、当選した委員の就任式を行うこと。

第46条 選挙は、秘密投票により行われ、正副委員制度を維持し、職務の割り当ては、比例代表制に基づきこれを行う。選出されたものの職務を分担するに至らない正委員は、当初は副委員として職務を担当するものとする。

第47条 投票権を行使するに当り、選挙人は何らかの書類により自己の身分を証明しなければならない。

第48条 立候補者名簿は、遅くとも投票日の5日以前に選挙管理委員会の検査を受けなければならない。同名簿は、2通作成され、正委員により署名され、すべての証人および副委員の氏名が記載された上で提出されるものとする。選挙委員会によって審査を受けた名簿は、48時間以内に認定を受けなければならない。前記の期間内に認定を受けなかった名簿は提示されなかったものと見なされる。

第49条 協同組合において報酬を受けている組合員は被選挙権を有しない。ただし、総会の決議に基づき報酬を得ている運営理事会委員および監査委員会委員は例外とする。

(事業年度および剰余金の配布)

第50条 事業年度は、毎年2月28日をもって締め切られる。各事業年度の利益は、前事業年度の損失の補填に充当される。

事業年度終了後、剰余金が生じた場合は、以下の方法で分配されるものとする。

15%を予備費として積立てる。予備費が資本金と同額に達したのちは、剰余金の%を予備費に充当する。総会は、剰余金の用途につき決定を行うものとし、組合員に分配することを決定した場合は、各組合員の取引残高実績に比例して分配するものとする。

第51条 決算および受益者への通知を行った日から4年経過後も分配金が受領されないままである場合、当該金額は組合の特別予備費として積み立てられるものとする。

第52条 本協同組合は、政治、哲学および宗教に関して不偏不党の立場を維持するものとする。組合員の加入に際して、政治、哲学または宗教上の条件を付加することを禁止する。組合は、これらの思想について直接、または間接的に宣伝を行うことを禁ずる。

第53条 本協同組合は、次の場合解散することができる。

- a) 設立目的が達成されたとき。
- b) 解散を決議するため招集された総会において、出席者の絶対多数により解散決議が可決されたとき。
- c) 前項と同様の決定により、他の協同組合との合併が決議されたとき。
- d) 組合資産の75%相当以上の債務につき支払を中止するに至ったとき。

第54条 本協同組合が解散された場合は、清算が行われる。清算は、1984年10月17日付法律第15645号の規定に基づき、監査委員会によって実施される。

経過規定

Esc. Hugo Rodriguez de Almeida , Cr. Jorge Solaro および Sr. Carlos Antoniol の3氏に対して、共同して、または個別に、本定款の改正の承認につき、関係当局と折衝する権限を付与する。上記3名は、修正を受入れ、および修正を撤回する権限を付与された。

同席者 Sr. Julio Vidal 及び Sr. Kigyo Ikeda 両氏より組合員番号第120号 Mario Gervasio および組合員番号第338号 Salvador Mosgue 両氏に共同して議事録に署名することが提案され、全会一致で可決された。

この定款は、スペイン語で書かれたものの仮訳である。

参 考 文 献

「在ウルグァイ日本人会発展史」

在ウルグァイ日本人会（1973年）

「ウルグァイ東方共和国概観」

外務省中南米局中南米第1課（1988年）

「移民史 1. 南米編」

今野敏彦・藤崎康夫編・著（新泉社1984年）

「ラテン・アメリカ事典」

ラテン・アメリカ協会（1984年）

「ラテンアメリカ・ハンドブック」

松本重治 監修 加茂雄三 編（講談社 1985年）

「ラテン・アメリカを知る事典」

大貫良夫ほか監修（平凡社 1987年）

「世界各国要覧」（東京書籍 1988年）

「日会月報」在ウルグァイ日本人会

在ウルグァイ日本大使館作成報告書

サンパウロ新聞

「南米ウルグァイ国における日本人移住者の実態について」

田中直樹（1985年）

その他、国際協力事業団ウルグァイ関係報告書

JICA